

JIS

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第1部：概念及び用語

JIS X 0134-1 : 2021
(ISO/IEC/IEEE 15026-1 : 2019)
(JSA)

令和3年9月21日 制定

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.9.21

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.9.21

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
3.1 アシュアランス及び特性に関する用語	2
3.2 製品及びプロセスに関する用語	4
3.3 インテグリティレベルに関する用語	5
3.4 条件及び結果に関する用語	8
3.5 組織に関する用語	10
4 この規格の構成	10
5 基本概念	11
5.1 一般	11
5.2 アシュアランス (Assurance)	11
5.3 利害関係者 (Stakeholders)	12
5.4 システム及び製品 (System and product)	12
5.5 特性 (Property)	12
5.6 不確かさ及び確信 (Uncertainty and confidence)	13
5.7 条件及び起因事象 (Conditions and initiating events)	14
5.8 結果 (Consequences)	14
6 JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群の複数の部の使用	15
6.1 一般	15
6.2 初期使用の手引	15
6.3 JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群の部の間の関係	15
6.4 権限者 (責任者)	16
7 JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群及びアシュアランスケース	17
7.1 一般	17
7.2 推論手法の正当性の裏付け	18
7.3 証拠の取得方法及び管理方法	18
7.4 認証及び認定	19
8 JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群及びインテグリティレベル	19
8.1 一般	19
8.2 リスク分析	20
9 JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群及びライフサイクル	21
9.1 一般	21
9.2 ライフサイクルにおけるアシュアランス活動	22

	ページ
10 まとめ	22
参考文献	23
解 説	33

まえがき

この規格は、産業標準化法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS X 0134 規格群（システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアアシュアランス）は、次に示す部で構成する。

JIS X 0134-1 第 1 部：概念及び用語

JIS X 0134-2 第 2 部：アシュアランスケース

白 紙

システム及びソフトウェア技術— システム及びソフトウェアアシュアランス— 第 1 部：概念及び用語

Systems and software engineering—Systems and software assurance— Part 1: Concepts and vocabulary

序文

この規格は、2019 年に第 1 版として発行された **ISO/IEC/IEEE 15026-1** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、アシュアランス関連の用語を定義し、体系化した一連の概念及び関連性について規定する。それは、アシュアランスの利用者コミュニティ間で共有される理解の基礎を形成するためである。この規格は、併用を含む **JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群の各部の利用者に情報を提供する。**JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群によって導入する本質的な概念は、アシュアランスケースにおいて宣言する主張の文、並びに議論及び証拠によるそれらの主張の支援である。これらの主張は、システム又はソフトウェア製品のライフサイクルプロセス内のシステム及びソフトウェアの性質のアシュアランスに関連している。

継続的に運用管理中のサービスのアシュアランスについては、**JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群には記載されていない。

次のような **JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群の様々な利用者が存在する。

- アシュアランスケースの開発者及び管理者
- システムのある特定の性質に対する要件 (要求事項) を備えたシステムを、より確実な方法で、開発、維持、評価、又は取得しようとする者

JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026) 規格群は、**JIS X 0160** 及び **JIS X 0170** に整合し、**JIS X 25000** シリーズとおおむね整合する概念及び用語を使用しているが、**JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群の利用者は、既知の概念と用語との違いを理解する必要がある。この規格は、これらの違いを明確にしようとしている。

この規格の主な目的は、アシュアランス、アシュアランスケース及びインテグリティレベルの文脈、概念及び説明を提供することによって、**JIS X 0134 (ISO/IEC/IEEE 15026)** 規格群の各部の利用者を支援す